

(平成26年9月3日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認近畿地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 16 件

厚生年金関係 16 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 16 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 11 件

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 15022

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年6月26日から同年11月25日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年6月26日に、資格喪失日を同年11月25日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年6月から同年8月までは5万6,000円、同年9月及び同年10月は6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から44年3月まで

厚生年金保険の記録を年金事務所に照会したところ、申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答を受けた。

申立期間は、義理の兄が経営するA社に、B職として3回勤務した期間のうち、最後に勤務した期間に当たる。

A社に勤務した期間のうち、ほとんどの期間の給与支払明細書を所持しており、申立期間のうち一部の期間について、給与から厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和43年6月26日から同年11月25日までの期間について、申立人から提出された給与支払明細書の記載内容及び元同僚の陳述から判断すると、申立人は、当該期間にA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び

申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和43年6月26日から同年11月25日までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書において確認できる給与支給額及び厚生年金保険料控除額から、同年6月から同年8月までは5万6,000円、同年9月及び同年10月は6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和47年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は死亡しているため不明であるが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるところ、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所に資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る43年6月から同年10月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和43年11月26日から44年3月31日までの期間については、当該期間を支給対象期間とする各月の給与支払明細書の提出が無く、当該期間に係る申立人のA社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、申立人から提出された給与支払明細書のうち、昭和43年11月分の給与支払明細書を見ると、欄外に「受取」と記されているところ、当該記載について、申立人は、「受取とは請負の意味である。受取として働いていた時には、厚生年金保険は控除されていなかった。時期は覚えていないが、A社では、途中から受取として働いていたので、昭和43年11月分の給与支払明細書に受取と書いてあるならば、その頃から受取として働いていたのかも知れない。」旨陳述していることから、申立期間のうち、同年11月26日から44年3月31日までの期間については、申立人は、A社において、請負として従事していたと考えられる。

このほか、申立人の申立期間のうち、昭和43年6月1日から同年6月25日までの期間及び同年11月26日から44年3月31日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（奈良）厚生年金 事案 15023

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成2年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月31日から同年11月1日まで

厚生年金保険の記録を年金事務所に照会したところ、申立期間に係る被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間については、A社及び同法人の関連事業所であるB社に継続して勤務しており、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の回答、複数の元同僚の陳述並びに申立人から提出された給与明細書及び給与所得の源泉徴収票から、申立人は、申立期間において、A社及びB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、前述の給与明細書のうち、申立期間及びその前後の月の給与明細書を見ると、同額の厚生年金保険料が継続して控除されているところ、A社は、「申立期間当時、B社は、A社のグループ会社であり、B社の従業員に係る経理及び社会保険事務は、A社で行っていた。申立人について、申立期間の前後の月において、厚生年金保険料が継続して控除されており、B社が厚生年金保険の適用事業所となった平成2年11月1日に同社で被保険者資格を取得しているのであれば、同日をA社における資格喪失日とすべきだったと思われる。」旨回答している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金

保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給与明細書に記されている給与支給額及び厚生年金保険料控除額から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が申立人の資格喪失日を平成2年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和45年6月27日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年6月27日から同年7月15日まで  
② 昭和45年9月1日から同年10月1日まで

年金事務所から、「申立期間の加入記録が空白になっている。」との知らせを受け確認したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

私は、昭和44年4月1日にA社に入社し、平成16年9月30日に退職するまでの期間、同社及び関連会社で継続して勤務していた。

申立期間①及び②は、A社C工場から同社の子会社であるD社への出向を命じられた時期に当たるが、この間、給与体系に変化は無く、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、これらの期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録、申立人提出の退職金支払明細

表、B社が保管する人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社C工場から同社本社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の人事記録及び申立人に係る住民票から判断すると、昭和45年6月27日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和45年7月の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、誤った届出を行ったことを認めており、事業主が資格取得日を昭和45年7月15日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人提出の退職金支払明細表並びにB社が保管する人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社本社からD社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の人事記録及びB社の回答から判断すると、昭和45年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和45年8月の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、誤った届出を行ったことを認めており、事業主が資格喪失日を昭和45年9月1日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成19年7月6日は20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和62年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月

年金事務所から照会文書が送られてきたことに伴い、A社に勤務していた期間のうち、平成19年7月の賞与に係る記録が無いことが分かった。

申立期間の賞与明細書は無いが、20万円の賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間に係る標準賞与額を正しく記録してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年7月度における仕訳帳及び現金出納帳並びに同僚から提出された賞与明細書等により、申立人は、同社から申立期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る賞与の支給日については、前述の仕訳帳及び現金出納帳から、平成19年7月6日とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の仕訳帳及び同僚の賞与明細書で確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、ほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。



## 近畿（大阪）厚生年金 事案 15026

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を54万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月12日

年金事務所から照会文書が送られてきたことに伴い、A社（現在は、B社C事業所）に勤務していた期間のうち、平成15年12月の賞与に係る記録が無いことが分かった。

預金通帳には、申立期間に賞与が振り込まれていることが確認でき、厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間に係る標準賞与額を正しく記録してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

D健康保険組合から提出された申立人の申立期間における標準賞与額に係る回答及び申立人から提出された預金通帳の写しにより、申立人は、A社から申立期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間における標準賞与額については、前述のD健康保険組合から提出された申立人の標準賞与額に係る回答及び申立人から提出された預金通帳の写しを基に推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、54万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間における賞与から厚生年金保険料を控除し、保険料を納付したとしているが、これを確認できる当時の資料は保管していないとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当た

らないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成14年2月1日から15年9月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を14年2月から同年9月までは50万円、同年10月から15年8月までは53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年2月1日から16年12月16日まで

A社（後に、B社）に勤務していた期間の私の給与は、入社1年目は年額約600万円、2年目以降は年額約900万円の年俸制であり、これを月割りにして支給されていた。

ところが、年金事務所の記録を見ると、私の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額よりも低く記録されているので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成14年2月1日から15年9月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、当初、14年2月から同年9月までは50万円、同年10月から15年8月までは53万円と記録されていたところ、14年11月11日付けで、同年10月1日の定時決定が取り消され、同年2月に遡って22万円に、同年7月から同年9月までは28万円に引き下げられている上、同年10月1日の定時決定についても同年11月13日付けで28万円に引き下げられており、15年8月まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人のほか32人の被保険者についても、申立人と同日の平成14年11月11日付けで、遡って標準報酬月額の引下げが行われていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票を見ると、申立期間当時、同社が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成14年11月11日付け及び同年11月13日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものととは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は見当たらず、有効な記録訂正とは認められないことから、申立人の同年2月1日から15年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、14年2月から同年9月までは50万円、同年10月から15年8月までは53万円に訂正することが必要である。

2 申立期間のうち、平成15年9月1日から16年12月16日までの期間について、オンライン記録によると、上記の遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成15年9月1日）で、申立人の標準報酬月額は28万円と記録されているところ、当該定時決定については、遡及訂正等の不自然な処理が行われた形跡は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、B社は、既に破産手続廃止が決定しているところ、同社の元破産管財人から提出された支給控除項目一覧表を見ると、申立人に係る平成15年9月から16年11月までの厚生年金保険料は、オンライン記録の標準報酬月額（28万円）に見合う額となっている。

さらに、元同僚から提出された給与支給明細書を見ると、当該期間に支給された給与から控除されている厚生年金保険料は、オンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う額となっている。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成15年9月1日から16年12月16日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和18年7月5日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社B事業所C工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年7月26日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年7月5日から20年7月又は同年8月頃まで  
私は、申立期間にA社B事業所C工場で勤務していたが、年金事務所から、「A社における厚生年金保険被保険者記録が判明したが、資格喪失日が不明であるため、年金記録に統合できない。」旨の回答をもらった。

A社B事業所C工場には、D職として入社し、同工場では、E業務に従事していた。

終戦間際の昭和20年7月又は同年8月頃だったと思うが、工場が大規模な空襲に遭い、命からがら家まで歩いて帰った記憶があり、それが最後の勤務だった。

入社から終戦間際にあった空襲の日まで、A社B事業所C工場で継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(以下「旧台帳」という。)を見ると、A社において昭和18年7月5日に被保険者資格を取得し、資格喪失日が空欄になっている被保険者記録が確認できる。

また、申立人は、A社B事業所C工場に勤務していた当時の場内施設の配置状況及び終戦間際にあったとする空襲について具体的に記憶しており、当該記憶が文献の内容とも一致している上、申立人が申立期間の後に勤務したF社が

保管する申立人に係る身上調書には、申立人が、申立期間当時においてA社B事業所C工場に勤務した旨が記載されていることから判断すると、申立人は、当該事業所に空襲のあった昭和20年7月\*日まで同社同工場に勤務していたことが推認できる。

一方、A社B事業所C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）には、申立人の被保険者記録は見当たらないところ、  
i) 申立人の前述の旧台帳には、「全期間に対応する名簿、全部照合不能台帳32.10.10」のゴム印が押されていること、  
ii) 当該被保険者名簿から任意抽出した300人について、資格の取得及び喪失の記録を確認したところ、相当数の被保険者について、被保険者名簿及び旧台帳に資格喪失日の記載が無いこと、  
iii) 日本年金機構Gブロック本部H事務センターは、当該被保険者名簿について、作成過程に不明な点があると回答していることなどから、社会保険事務所における年金記録等の管理が不適切であったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和18年7月5日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社B事業所C工場における被保険者資格の喪失日は、20年7月26日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、前述の旧台帳の記録から、30円とすることが妥当である。

## 近畿（京都）厚生年金 事案 15029

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間⑦から⑯までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成18年8月10日は25万6,000円、同年12月8日は24万5,000円、19年4月10日は28万6,000円、同年8月10日及び同年12月10日は27万3,000円、20年4月10日は29万7,000円、同年8月8日は29万5,000円、同年12月10日は28万4,000円、21年4月10日は27万1,000円、同年8月10日は24万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月  
② 平成15年12月  
③ 平成16年4月  
④ 平成16年8月  
⑤ 平成16年12月  
⑥ 平成17年8月  
⑦ 平成18年8月  
⑧ 平成18年12月  
⑨ 平成19年4月  
⑩ 平成19年8月  
⑪ 平成19年12月  
⑫ 平成20年4月  
⑬ 平成20年8月  
⑭ 平成20年12月  
⑮ 平成21年4月  
⑯ 平成21年8月

A社にB職として勤務した期間のうち、申立期間①から⑯までに支払われ

た賞与について、標準賞与額の記録が無いので、当該記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間⑮及び⑯について、申立人から提出された賞与支給明細書及び総合口座通帳により、申立人は、当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間⑮及び⑯に係る標準賞与額については、前述の賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間⑮は27万1,000円、申立期間⑯は24万3,000円とすることが妥当である。

また、賞与の支給日については、前述の総合口座通帳により確認できる振込日の記録から、申立期間⑮は平成21年4月10日、申立期間⑯は同年8月10日とすることが妥当である。

申立期間⑦から⑭までについて、前述の総合口座通帳により、申立人にA社から当該期間に係る賞与が支給されていたことが確認できる。

また、申立人から提出された平成19年度（平成18年分所得）から21年度（平成20年分所得）までの市民税・県民税特別徴収税額の通知書及びC市から提出された20年度（平成19年分所得）及び21年度（平成20年分所得）の市・県民税課税証明書により、平成18年から20年までにおいて、オンライン記録の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく年間の厚生年金保険料を超える保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

さらに、申立人と同職種である複数の同僚から提出された申立期間⑦から⑭までに係る賞与支給明細書により、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間⑦から⑭までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間⑦から⑭までの標準賞与額については、前述の市民税・県民税特別徴収税額の通知書等における社会保険料控除額及び総合口座通帳における賞与振込額により推認できる賞与支給額から、申立期間⑦は25万6,000円、申立期間⑧は24万5,000円、申立期間⑨は28万6,000円、申立期間⑩及び⑪は27万3,000円、申立期間⑫は29万7,000円、申立期間⑬は29万5,000円、申立期間⑭は28万4,000円とすることが妥当である。

また、賞与の支給日については、前述の総合口座通帳により確認できる振込日の記録から、申立期間⑦は平成18年8月10日、申立期間⑧は同年12月8日、申立期間⑨は19年4月10日、申立期間⑩は同年8月10日、申立期間⑪は同年12月10日、申立期間⑫は20年4月10日、申立期間⑬は同年8月8日、申立期間⑭は同年12月10日とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間⑦から⑯までに係る厚生年金保険料の事業主によ



る納付義務の履行については、A社に照会したが回答が得られないものの、賞与が支給されていたとする複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与支給明細書において、保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録によると、これらの同僚のいずれにも当該賞与に係る記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①から⑥までについて、前述の総合口座通帳により、申立人にA社から当該期間に係る賞与が支給されていたことが確認できる。

しかし、A社に、申立人の申立期間①から⑥までに係る賞与総支給額及び厚生年金保険料控除額について照会したが、回答が得られない。

また、申立期間①から⑥までに係る年間の給与収入額及び社会保険料控除額が確認できる課税資料について、申立人の当該期間の住所地であるC市に照会したものの、同市は、「申立人の申立期間①から⑥までに係る課税資料については、保存年限を経過しており廃棄済みである。」旨回答しており、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間①から⑥までについて、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から⑥までについて、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（京都）厚生年金 事案 15030

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年8月8日は6万7,000円、同年12月10日は21万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月  
② 平成15年12月  
③ 平成16年4月  
④ 平成16年8月  
⑤ 平成16年12月  
⑥ 平成17年8月  
⑦ 平成18年8月

A社にB職として勤務した期間のうち、申立期間①から⑦までに支払われた賞与について、標準賞与額の記録が無いので、当該記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人から提出された預金通帳により、申立人にA社から当該期間に係る賞与が支給されていたことが確認できる。

また、申立人から提出された平成16年度（平成15年分所得）の市民税・県民税特別徴収税額決定通知書により、平成15年において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく年間の厚生年金保険料を超える保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

さらに、申立人と同職種である複数の同僚から提出された申立期間①及び②に係る賞与支給明細書により、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の市民税・県民税特別徴収税額決定通知書における社会保険料控除額及び預金通帳における賞与振込額により推認できる賞与支給額から、申立期間①は6万7,000円、申立期間②は21万6,000円とすることが妥当である。

また、賞与の支給日については、前述の預金通帳により確認できる振込日の記録から、申立期間①は平成15年8月8日、申立期間②は同年12月10日とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社に照会したが回答が得られないものの、賞与が支給されていたとする複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与支給明細書において、保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録によると、これらの同僚のいずれにも当該賞与に係る記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間③から⑦までについて、前述の預金通帳により、申立人にA社から当該期間に係る賞与が支給されていたことが確認できる。

しかし、A社に、申立人の申立期間③から⑦までに係る賞与総支給額及び厚生年金保険料控除額について照会したが、回答が得られない。

また、申立期間③から⑦までに係る年間の給与収入額及び社会保険料控除額が確認できる課税資料について、申立人の当該期間の住所地であるC市に照会したものの、同市は、「申立人の申立期間③から⑦までに係る課税資料については、保存年限を経過しており廃棄済みである。」旨回答しており、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間③から⑦までについて、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③から⑦までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②から⑦までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成17年8月10日は32万7,000円、18年8月10日は46万1,000円、同年12月8日は41万1,000円、19年4月10日は50万9,000円、同年8月10日は47万円、同年12月10日は44万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月  
② 平成17年8月  
③ 平成18年8月  
④ 平成18年12月  
⑤ 平成19年4月  
⑥ 平成19年8月  
⑦ 平成19年12月

A社にB職として勤務した期間のうち、申立期間①から⑦までに支払われた賞与について、標準賞与額の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので標準賞与額の記録を認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②から⑦までについて、申立人の妻から提出された申立人の賞与支給明細書により、申立人は、当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間②から⑦までに係る標準賞与額については、前述の賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間②は32万7,000円、申立期間③は46万1,000円、申立期間④は41万1,000円、申立期間⑤は50万9,000円、申立期間⑥は47万円、申立期間⑦は44万4,000円とすることが妥当である。

また、賞与の支給日については、前述の賞与支給明細書に支給日の記載は無いものの、申立人の妻から提出された申立人のC金融機関D支店の預金通帳により確認できる振込日の記録から、申立期間②は平成17年8月10日、申立期間③は18年8月10日、申立期間④は同年12月8日、申立期間⑤は19年4月10日、申立期間⑥は同年8月10日、申立期間⑦は同年12月10日とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②から⑦までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社に照会したが回答が得られないものの、賞与が支給されていたとする複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与支給明細書において、保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録によると、これらの同僚のいずれにも当該賞与に係る記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①について、申立人の妻から提出された申立人の賞与支給明細書により、平成15年3月までの特別保険料率に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、同僚から提出された預金通帳により、当該期間に係る賞与が同年3月31日に支給されたことが確認できることから、申立人についても同日に支給された可能性があるが、仮に同日に支給されたとしても、賞与から控除された厚生年金保険料を年金給付額に反映させる総報酬制が導入されたのは同年4月1日であることから、当該賞与から控除された厚生年金保険料は、制度上、年金給付額に反映されない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

近畿（京都）厚生年金 事案 15032

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間⑨から⑯までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成19年4月10日は21万8,000円、同年8月10日は21万円、同年12月10日は19万4,000円、20年4月10日は19万2,000円、同年8月8日は18万8,000円、同年12月10日は19万1,000円、21年4月10日は14万5,000円、同年8月10日は4万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月  
② 平成15年12月  
③ 平成16年4月  
④ 平成16年8月  
⑤ 平成16年12月  
⑥ 平成17年8月  
⑦ 平成18年8月  
⑧ 平成18年12月  
⑨ 平成19年4月  
⑩ 平成19年8月  
⑪ 平成19年12月  
⑫ 平成20年4月  
⑬ 平成20年8月  
⑭ 平成20年12月  
⑮ 平成21年4月  
⑯ 平成21年8月

A社にB職として勤務した期間のうち、申立期間①から⑯までに支払われ

た賞与について、標準賞与額の記録が無いので、当該記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間⑨から⑯までについて、申立人から提出された貯蓄総合口座通帳により、申立人にA社から当該期間に係る賞与が支給されていたことが確認できる。

また、C市から提出された平成20年度（平成19年分所得）から22年度（平成21年度所得）までの市・県民税課税証明書により、平成19年から21年までにおいて、オンライン記録の標準報酬月額に基づく年間の厚生年金保険料を超える保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

さらに、申立人と同職種である複数の同僚から提出された申立期間⑨から⑯までに係る賞与支給明細書により、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間⑨から⑯までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間⑨から⑯までの標準賞与額については、前述の市・県民税課税証明書における社会保険料控除額及び貯蓄総合口座通帳における賞与振込額により推認できる賞与支給額から、申立期間⑨は21万8,000円、申立期間⑩は21万円、申立期間⑪は19万4,000円、申立期間⑫は19万2,000円、申立期間⑬は18万8,000円、申立期間⑭は19万1,000円、申立期間⑮は14万5,000円、申立期間⑯は4万7,000円とすることが妥当である。

また、賞与の支給日については、前述の総合口座通帳により確認できる振込日の記録から、申立期間⑨は平成19年4月10日、申立期間⑩は同年8月10日、申立期間⑪は同年12月10日、申立期間⑫は20年4月10日、申立期間⑬は同年8月8日、申立期間⑭は同年12月10日、申立期間⑮は21年4月10日、申立期間⑯は同年8月10日とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間⑨から⑯までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社に照会したが回答が得られないものの、賞与が支給されていたとする複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与支給明細書において、保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録によると、これらの同僚のいずれにも当該賞与に係る記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間③から⑧までについて、前述の貯蓄総合口座通帳により、申立人にA社から当該期間に係る賞与が支給されていたことが確認できる。

しかし、A社に、申立人の申立期間③から⑧までに係る賞与総支給額及び厚生年金保険料控除額について照会したが、回答が得られない。

また、申立期間③から⑧までに係る年間の給与収入額及び社会保険料控除額が確認できる課税資料について、申立人の当該期間の住所地であるC市に照会したものの、同市は、「申立人の申立期間③から⑧までに係る課税資料については、保存年限を経過しており廃棄済みである。」旨回答しており、申立人の申立期間③から⑧までに係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 3 申立期間①及び②について、前述のとおり、A社に、申立人の当該期間に係る賞与総支給額及び厚生年金保険料控除額について照会したが、回答が得られない。

また、申立人が、当該賞与の振込先であったと陳述しているD金融機関に照会したところ、同金融機関は、「申立人の申立期間①及び②に係る取引履歴は保存年限を経過しているため廃棄済みである。」旨回答しており、申立人の申立期間①及び②に係る賞与の支給について確認することができない。

- 4 このほか、申立期間①から⑧までについて、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から⑧までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。



## 近畿（京都）厚生年金 事案 15033

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年8月8日は19万5,000円、同年12月10日は21万9,000円、16年4月9日は23万9,000円、同年8月10日は23万6,000円、同年12月10日は23万4,000円、17年8月10日は19万4,000円、18年8月10日は20万7,000円、同年12月8日は8万7,000円、19年4月10日は10万円、同年8月10日は27万3,000円、同年12月10日は25万5,000円、20年4月10日は18万8,000円、同年8月8日は2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月  
② 平成15年12月  
③ 平成16年4月  
④ 平成16年8月  
⑤ 平成16年12月  
⑥ 平成17年8月  
⑦ 平成18年8月  
⑧ 平成18年12月  
⑨ 平成19年4月  
⑩ 平成19年8月  
⑪ 平成19年12月  
⑫ 平成20年4月  
⑬ 平成20年8月

A社にB職として勤務した期間のうち、申立期間①から⑬までに支払われた賞与について、標準賞与額の記録が無いので、当該記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人から提出された総合口座通帳及びC金融機関から提出された申立人に係る預金取引明細表兼残高表(以下「取引明細表」という。)により、申立人にA社から当該期間に係る賞与が支給されていたことが確認できる。

また、申立人から提出された平成15年分から20年分までの給与所得の源泉徴収票(以下「源泉徴収票」という。)により、当該年において、オンライン記録の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく年間の厚生年金保険料を超える保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

さらに、申立人と同職種である複数の同僚から提出された申立期間に係る賞与支給明細書により、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準賞与額については、前述の源泉徴収票における社会保険料控除額並びに総合口座通帳及び取引明細表における賞与振込額により推認できる賞与支給額から、申立期間①は19万5,000円、申立期間②は21万9,000円、申立期間③は23万9,000円、申立期間④は23万6,000円、申立期間⑤は23万4,000円、申立期間⑥は19万4,000円、申立期間⑦は20万7,000円、申立期間⑧は8万7,000円、申立期間⑨は10万円、申立期間⑩は27万3,000円、申立期間⑪は25万5,000円、申立期間⑫は18万8,000円、申立期間⑬は2万4,000円とすることが妥当である。

また、賞与の支給日については、前述の総合口座通帳及び取引明細表により確認できる振込日の記録から、申立期間①は平成15年8月8日、申立期間②は同年12月10日、申立期間③は16年4月9日、申立期間④は同年8月10日、申立期間⑤は同年12月10日、申立期間⑥は17年8月10日、申立期間⑦は18年8月10日、申立期間⑧は同年12月8日、申立期間⑨は19年4月10日、申立期間⑩は同年8月10日、申立期間⑪は同年12月10日、申立期間⑫は20年4月10日、申立期間⑬は同年8月8日とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社に照会したが回答が得られないものの、賞与が支給されていたとする複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与支給明細書において、保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録によると、これらの同僚のいずれにも当該賞与に係る記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 近畿（京都）厚生年金 事案 15034

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①から④までの期間及び⑧から⑩までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年8月8日は24万4,000円、同年12月10日は22万円、16年4月9日は23万円、同年8月10日は27万1,000円、20年4月10日は15万7,000円、同年8月8日は19万1,000円、同年12月10日は14万8,000円、21年4月10日は17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月  
② 平成15年12月  
③ 平成16年4月  
④ 平成16年8月  
⑤ 平成19年4月  
⑥ 平成19年8月  
⑦ 平成19年12月  
⑧ 平成20年4月  
⑨ 平成20年8月  
⑩ 平成20年12月  
⑪ 平成21年4月

A社にB職として勤務した期間のうち、申立期間①から⑩までに支払われた賞与について、標準賞与額の記録が無いので、当該記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人は、当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険

料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、申立期間①は24万4,000円、申立期間②は22万円とすることが妥当である。

また、賞与の支給日については、前述の賞与支給明細書に支給日の記載は無いものの、申立人から提出された預金取引明細表により確認できる振込日の記録から、申立期間①は平成15年8月8日、申立期間②は同年12月10日とすることが妥当である。

申立期間③、④及び⑧から⑪までの期間について、前述の預金取引明細表により、申立人にA社から当該期間に係る賞与が支給されていたことが確認できる。

また、申立人から提出された平成16年分の給与所得の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」という。）並びにC市から提出された平成21年度（平成20年分所得）及び22年度（平成21年分所得）の市・県民税課税証明書により、平成16年、20年及び21年において、オンライン記録の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく年間の厚生年金保険料を超える保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

さらに、申立人と同職種である複数の同僚から提出された申立期間③、④及び⑧から⑪までの期間に係る賞与支給明細書により、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③、④及び⑧から⑪までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間③、④及び⑧から⑪までの期間の標準賞与額については、前述の源泉徴収票等における社会保険料控除額及び預金取引明細表における賞与振込額により推認できる賞与支給額から、申立期間③は23万円、申立期間④は27万1,000円、申立期間⑧は15万7,000円、申立期間⑨は19万1,000円、申立期間⑩は14万8,000円、申立期間⑪は17万円とすることが妥当である。

また、賞与の支給日については、前述の預金取引明細表により確認できる振込日の記録から、申立期間③は平成16年4月9日、申立期間④は同年8月10日、申立期間⑧は20年4月10日、申立期間⑨は同年8月8日、申立期間⑩は同年12月10日、申立期間⑪は21年4月10日とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①から④までの期間及び⑧から⑪までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社に照会したが回答が得られないものの、賞与が支給されていたとする複数の同僚から

提出された当該期間に係る賞与支給明細書において、保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録によると、これらの同僚のいずれにも当該賞与に係る記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間⑤から⑦までについて、前述の預金取引明細表により、申立人にA社から当該期間に係る賞与が支給されていたことが確認できる。

しかし、A社に、申立人の申立期間⑤から⑦までに係る賞与総支給額及び厚生年金保険料控除額について照会したが、回答が得られない。

また、申立期間⑤から⑦までに係る年間の給与収入額及び社会保険料控除額が確認できる課税資料について、申立人の当該期間の住所地であるC市に照会したものの、同市は、「申立人の申立期間⑤から⑦までに係る課税資料については、保存年限を経過しており廃棄済みである。」旨回答しており、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間⑤から⑦までについて、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間⑤から⑦までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 近畿（兵庫）厚生年金 事案 15035

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成18年12月29日は25万2,000円、19年7月31日は10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月  
② 平成19年7月

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の元顧問税理士から提出された申立人に係る平成18年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿（以下「源泉徴収簿」という。）及び申立人から提出された普通預金元帳により、申立人は、当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間②について、前述の普通預金元帳により、申立人は、当該期間において、A社から、賞与を支給されていたことが確認できる。

また、複数の元従業員から提出された申立期間②に係る賞与明細書により、当該期間において、当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の源泉徴収簿及び普通預金元帳の記録から、申立期間①は25万2,000円、申立期間②は10

万円とすることが妥当である。

また、当該賞与の支払日については、前述の普通預金元帳の記録から、申立期間①は平成18年12月29日、申立期間②は19年7月31日とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出を行っておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額の記録については、平成17年7月29日は2万円、同年12月29日は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間③に係る標準賞与額の記録については、平成19年7月31日は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月  
② 平成17年12月  
③ 平成19年7月

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②並びにB社に勤務していた期間のうち、申立期間③に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、C銀行から提出された申立人に係る預金取引明細表により、申立人は、当該期間にA社から、賞与を支給されていたことが確認できる。

また、複数の元従業員から提出された申立期間①及び②に係る賞与明細書により、当該期間において、当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の預金取引明



細表の記録から推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は2万円、申立期間②は15万円とすることが妥当である。

また、当該賞与の支給日については、前述の預金取引明細表の振込日の記録から、申立期間①は平成17年7月29日、申立期間②は同年12月29日とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、当該期間に係る賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出を行っておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間③について、前述の預金取引明細表により、申立人は、当該期間にB社から、賞与を支給されていたことが確認できる。

また、複数の元従業員から提出された申立期間③に係る賞与明細書により、当該期間において、当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間③に係る標準賞与額については、前述の預金取引明細表の記録から推認できる厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

また、当該賞与の支給日については、前述の預金取引明細表の振込日の記録から、平成19年7月31日とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、申立期間③に係る賞与について、社会保険事務所に対する届出を行っておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 近畿（京都）厚生年金 事案 15037

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年7月10日は19万3,000円、同年12月18日は25万円、16年7月14日は22万円、同年12月10日は25万円、17年7月15日は21万5,000円、18年7月14日は21万円、同年12月15日は23万9,000円、19年7月10日は20万5,000円、同年12月14日は23万3,000円、20年7月10日は20万円、同年12月11日は22万2,000円、21年7月10日は20万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日  
② 平成15年12月18日  
③ 平成16年7月14日  
④ 平成16年12月10日  
⑤ 平成17年7月15日  
⑥ 平成18年7月14日  
⑦ 平成18年12月15日  
⑧ 平成19年7月10日  
⑨ 平成19年12月14日  
⑩ 平成20年7月10日  
⑪ 平成20年12月11日  
⑫ 平成21年7月10日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①から⑫までに支払われた賞与について、標準賞与額の記録が無いので、当該記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、申立人から提出された賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年7月10日は19万3,000円、同年12月18日は25万円、16年7月14日は22万円、同年12月10日は25万円、17年7月15日は21万5,000円、18年7月14日は21万円、同年12月15日は23万9,000円、19年7月10日は20万5,000円、同年12月14日は23万3,000円、20年7月10日は20万円、同年12月11日は22万2,000円、21年7月10日は20万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社に照会したが回答は得られないものの、当時の社会保険事務担当者は、「B職以外の、申立人を含む約15人の従業員について、申立期間に賞与を支給し、当該賞与に係る届出を行った。」旨回答しているが、オンライン記録によると、これらの従業員のいずれにも当該賞与に係る記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 近畿（京都）国民年金 事案 6786

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から平成4年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から平成4年6月まで

65歳になった時、年金額が余りにも少ないので、年金事務所に年金記録を照会したところ、国民年金の被保険者記録は無いと回答された。

しかし、妻の国民年金の記録については、事業所を開業するためにA県B市に転入した昭和60年3月25日の翌月から、厚生年金保険の被保険者となる前月の平成4年6月までの期間、国民年金保険料が納付済みとなっている。

また、顧問税理士が作成した確定申告書控えを所持しており、当該申告書控えには、申立期間に当たる昭和60年から平成4年までの各年における社会保険料控除額が記されており、当時、妻は事業所の専従者として別途、給与所得者に係る年末調整を行っていたので、その社会保険料控除額は、私に係る分である。

平成元年分の確定申告に際して顧問税理士事務所を変えたが、その変更の前後においても社会保険料控除額が記載されているのは、何らかの根拠が有ったからではないかと思う。

申立期間については、妻が、B市で夫婦の国民年金に係る加入手続を行い、その後の二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたので、私の納付の記録が無いとされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B市に転入の際に、申立人の妻が、夫婦の国民年金に係る加入手続を行ったと陳述しているところ、申立人に係る同市の国民年金被保険者カードは見当たらない上、申立人の妻は、前住所地において既に国民年金被保険者であったことが申立人の妻に係る同市の国民年金被保険者カードにより確認

できるほか、住所欄に「職権転入」のゴム印が押されていることから、同市において国民年金に係る転入手続を行っていないと考えられ、このことと申立内容とは符合しない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の妻は、「毎年4月頃に、市役所において一括して二人分の保険料を納付したと思う。」旨陳述しているものの、そのほか保険料の納付に係る同人の記憶は明確でない。

さらに、国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、各種の氏名検索を行ったほか、C社会保険事務所(当時)の国民年金手帳記号番号払出簿において、昭和60年3月から平成3年9月までの期間にB市で払い出された手帳記号番号について視認したが、類似名を含む申立人の氏名は見当たらないことから、申立人は、国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができない。

加えて、申立人から提出された昭和60年分から平成4年分までの確定申告書控えについて、申立人は、申立人の妻に係る国民年金保険料は、妻自身の年末調整時に社会保険料控除額として申告していることから、当該確定申告書控えの各年に記載された保険料額は申立人自身のものであると主張しているが、当該各年において、申立人の妻に係る国民年金保険料額控除について別に申告していたことを確認し得る資料は無く、前述の国民年金手帳記号番号払出しの状況を踏まえると、当該確定申告書控えに記載された保険料額が申立人の申立期間に係る保険料であるとは考え難い。

このほか、申立期間は7年3か月に及んでおり、これほど長期にわたり、B市及び国の双方において行政記録が欠落する可能性は低いと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から54年1月までの期間及び同年8月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から54年1月まで  
② 昭和54年8月から55年3月まで

私の国民年金については、昭和49年2月頃に、両親がA県B市役所C連絡所で加入手続を行い、国民年金保険料は、毎月又は3か月ごとに、私か姉が運転する車に乗せて同連絡所に赴き、母が、送付されてきた納付書を用いて、同連絡所において家族の保険料と一緒に納付してくれていた。

証拠となる資料は無いが、申立期間当時、父はA県D市で事業所を開業していたので、確定申告書に私の国民年金保険料も納付したものと記載されていたはずであり、よく調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A県E市を管轄するF社会保険事務所（当時）で昭和55年9月30日に婚姻後の姓で払い出されており、当該手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人に係る国民年金の加入手続は、同年9月頃に行われたと推認でき、このことと49年2月に国民年金の加入手続を行ったとする申立内容とは符合しない上、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であり、申立人の両親がB市において、申立期間に係る国民年金保険料を現年度納付することはできない。

また、前述の加入手続時点（昭和55年9月）において、申立期間①のうち、昭和49年1月から53年6月までの国民年金保険料は、時効により納付することができない上、同年7月から54年1月までの期間及び申立期間②の保険料については過年度納付が可能であるが、申立人は、当該期間に係る保険料を遡

って納付したことは無い旨陳述している。

さらに、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間①及び②は、合計5年9か月に及んでおり、これほどの長期間にわたり行政機関側において記録管理の不備が繰り返されたとは考え難い上、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から54年3月まで

私の国民年金については、昭和47年頃に、母がA県B市役所C連絡所で加入手続を行ってくれた。

加入後、昭和50年11月までの国民年金保険料は、母が、毎月又は3か月ごとにB市役所C連絡所及びD銀行E支店において家族の保険料と一緒に納付してくれており、私自身も2、3回は納付したことがある。

昭和50年12月に婚姻してA県F市に転居したのに伴い、私が同市役所で国民年金の住所変更手続を行い、その後の国民年金保険料は、実家の援助を受けて、私が最寄りの郵便局で納付していたと思うが、記憶は定かでない。

また、昭和52年4月から54年3月までの国民年金保険料については、B市の職員に書いてもらったのか母が書いたのかは分からないが、昭和52年度及び53年度の保険料額を書き記したと思われるメモを所持しており、昭和54年頃にB市に再転入した際、同市役所C連絡所の窓口で、私と母が当該期間に係る保険料額を聞き、母が納付しておくと言ったことを思い出したので、母が納付してくれたのだと思う。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年8月7日に払い出されており、当該手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人に係る国民年金の加入手続は、同年7月下旬に行われたと推認でき、このことと47年頃に国民年金の加入手続を行ったとする申立内容とは符合しない。

また、申立期間のうち、昭和47年8月から52年3月までの期間について、



前述の加入手続時点（昭和54年7月）は、第3回特例納付制度の実施期間中であることから、当該制度により遡って当該期間に係る国民年金保険料を納付することは可能であるが、申立人は、特例納付制度により遡って保険料を納付したことは無いとしている。

さらに、申立期間のうち、昭和52年4月から54年3月までの期間について、前述の加入手続時点（昭和54年7月）において、当該期間の国民年金保険料は過年度納付が可能であるところ、申立人は、当該期間に係る保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の母が納付してくれたと陳述しているが、申立人の母から当該納付に係る具体的な陳述を得ることはできない上、申立人は、申立期間直後の同年4月以降の保険料に係る領収証書は母から受け取ったとして所持しているが、申立期間の領収証書は見当たらないとしている。

加えて、上記とは別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から52年9月まで

私と妻が国民年金保険料を納付していないことを知った私の母が、その未納保険料を納付してくるようにと、現金100万円を渡してくれた。

昭和53年8月頃に、妻と一緒にA県B市役所で国民年金の加入手続きを行い、母から渡された100万円で夫婦二人の国民年金保険料を遡って納付した。また、未納だった固定資産税もその100万円のうちから同日に納付し、残金は30万円ほどであったと記憶している。

申立期間の国民年金保険料は間違いなく遡って納付したので、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和53年8月頃に、未納だった国民年金保険料と同じく未納の固定資産税とを合わせて約70万円納付したので、申立期間の保険料も納付しているはずであると主張しているが、当該保険料に係る納付対象期間及び納付額についての申立人夫婦の記憶は明確でない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和54年12月に夫婦連番で払い出されており、申立人夫婦の手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から判断すると、夫婦の国民年金に係る加入手続時期は同年11月頃と考えられ、当該加入手続時点において、申立人夫婦の申立期間に係る国民年金保険料を納付し得る方法は第3回特例納付制度によるほかないところ、申立期間を含む未納期間の保険料を特例納付及び過年度納付した場合の夫婦二人分の保険料額は約90万円であり、これは申立人が納付したとする金額と符合しない。

さらに、申立人夫婦に係るB市の国民年金被保険者名簿を見ると、夫婦共に、

前述の加入手続時期と符合する昭和 54 年 11 月 30 日に、申立期間直後の 52 年 10 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付したことが記録されているものの、申立期間については未納と記録されており、このほかに特例納付されたことを示す事跡は見当たらない。

加えて、特例納付が行われた場合には、その事跡を国民年金被保険者台帳(特殊台帳)に記録することとされているところ、申立人夫婦に係る特殊台帳において、特例納付に係る記録は見当たらず、当該台帳の納付記録は前述の B 市の被保険者名簿における納付記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 近畿（奈良）国民年金 事案 6790

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から52年9月まで

私と夫が国民年金保険料を納付していないことを知った義母が、その未納保険料を納付してくるようにと、現金100万円を渡してくれた。

昭和53年8月頃に、夫と一緒にA県B市役所で国民年金の加入手続きを行い、義母から渡された100万円で夫婦二人の国民年金保険料を遡って納付した。また、未納だった固定資産税もその100万円のうちから同日に納付し、残金は30万円ほどであったと記憶している。

申立期間の国民年金保険料は間違いなく遡って納付したので、未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和53年8月頃に、未納だった国民年金保険料と同じく未納の固定資産税とを合わせて約70万円納付したので、申立期間の保険料も納付しているはずであると主張しているが、当該保険料に係る納付対象期間及び納付額についての申立人夫婦の記憶は明確でない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和54年12月に夫婦連番で払い出されており、申立人夫婦の手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から判断すると、夫婦の国民年金に係る加入手続時期は同年11月頃と考えられ、当該加入手続時点において、申立人夫婦の申立期間に係る国民年金保険料を納付し得る方法は第3回特例納付制度によるほかないと、申立期間を含む未納期間の保険料を特例納付及び過年度納付した場合の夫婦二人分の保険料額は約90万円であり、これは申立人が納付したとする金額と符合しない。

さらに、申立人夫婦に係るB市の国民年金被保険者名簿を見ると、夫婦共に、

前述の加入手続時期と符合する昭和 54 年 11 月 30 日に、申立期間直後の 52 年 10 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付したことが記録されているものの、申立期間については未納と記録されており、このほかに特例納付されたことを示す事跡は見当たらない。

加えて、特例納付が行われた場合には、その事跡を国民年金被保険者台帳(特殊台帳)に記録することとされているところ、申立人夫婦に係る特殊台帳において、特例納付に係る記録は見当たらず、当該台帳の納付記録は前述の B 市の被保険者名簿における納付記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（奈良）厚生年金 事案 15038（奈良厚生年金事案 208、849、1045 及び 1304  
の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 3 日から 35 年 12 月 21 日まで

私は昭和 29 年 4 月 3 日から 35 年 12 月 21 日まで A 社 B 工場に勤務した。しかし、年金事務所の記録によると、同社における厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を受け取っていないにもかかわらず、支給されたことになっている。

年金記録確認奈良地方第三者委員会（当時。以下「奈良委員会」という。）において、これまで 4 回の申立てを行い、当該脱退手当金支給記録の取消しを求めたが、いずれも認められず、納得できない。

今回、私に対して、日本年金機構から「年金記録確認のお願い」のはがきが届いた。当該はがきは、年金記録に誤りが有る者に対する通知であり、私の年金記録に誤りが有る証拠だと思う。

A 社 C 工場の担当者が私の事情をよく知っているのもう一度話を聞いて再調査した上、申立期間の厚生年金保険被保険者記録を年金受給に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る初回の申立てについては、i) A 社 B 工場において、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を喪失した者のうち、脱退手当金の受給資格の無い者を除いた全員に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても事業主により代理請求がなされたものと考えられること、ii) 脱退手当金は資格喪失日から約 4 か月後に支給されており、支給額についても計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないことなどを理由として、既に奈良委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 11 日付

け年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

また、申立期間に係る2回目の申立てについては、申立人は、D組織が雇用関係の書類を保管し、脱退手当金の手続についてもD組織が行っていたと思うと述べており、また、年金を管理している会社が有るとの証言が得られたとして再調査を求めたが、D組織及び申立人が述べている年金を管理している会社と考えられる健康保険組合には、当時の資料は残っておらず、脱退手当金に関与していたかどうかは不明であることから、奈良委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、既に奈良委員会の決定に基づく平成22年9月29日付け年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

さらに、申立期間に係る3回目の申立てについては、申立人は、当時のA社B工場における脱退手当金に関する資料が、E県に現存する同社C工場にあるかもしれないと再調査を求めたが、同工場には申立期間当時の資料は保管されていない上、同工場は、当時のA社における脱退手当金に関する一般的な状況について、「申立期間当時の担当者が不明であり、正確な状況を報告することが困難であるが、申立期間当時は、各工場のF業務課担当者が、脱退手当金の代理請求をしていたと思われる。」と述べていることから、奈良委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、既に奈良委員会の決定に基づく平成23年2月23日付け年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

加えて、申立期間に係る4回目の申立てについては、申立人は、A社G本社の人事部から新たに年金記録に関する書類を2枚入手し、これが脱退手当金を受給していないという証拠書類であるとして再調査を求めたが、i) 当該書類には脱退手当金に関する記載は無い上、同社G本社は、「当該資料から脱退手当金の受給状況を確認することはできない。」旨回答していること、ii) 当該書類の備考欄に表示された「○給」の印影については、脱退手当金支給記録の有無と一致しておらず、当該印影が脱退手当金に関する表示である様子はいかがえないことから、当該書類をもって申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないとは認められないこと、iii) 申立人が名前を挙げた同僚の一人については、オンライン記録において、申立人と同様に、同社B工場における厚生年金保険被保険者資格喪失後に脱退手当金の支給記録が確認できることなどを理由として、既に奈良委員会の決定に基づく平成23年8月10日付け年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、日本年金機構から送付された「年金記録確認のお願い」のはがきを提出し、「当該はがきが日本年金機構から送られてきたということは、私の年金記録に誤りが有ることである。」旨主張しているが、日本年金機構H事務センターは、「当該はがきは、気になる年金記録の再確認キャンペーンにより、年金受給者に送付したものであり、個別に年金記録に誤りが有る受給者を選別して送付したのではない。」旨回答してい

ることから、当該はがきをもって申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと判断することはできない。

また、今回、改めて、A社C工場の担当者に事情照会したところ、当該担当者は、「申立期間当時のB工場に係る資料は保管していないが、申立期間当時は、各工場のF業務課において、退職者に係る脱退手当金の代理請求を行っていたと考えられる。」旨回答しており、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる陳述は得られなかった。

さらに、A社B工場における脱退手当金の受給状況について改めて調査したところ、同社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後10ページに記されている者のうち、申立人の被保険者資格喪失日である昭和35年12月21日の前後1年以内に資格を喪失し、かつ、資格喪失時に脱退手当金の受給要件を満たす女性は38人であるところ、オンライン記録において、このうちの36人に脱退手当金の支給記録が確認でき、うち申立人を含む31人は、資格喪失日から6か月以内に脱退手当金が支給決定されている上、当該31人の中には、支給日が同一日である者が散見される。

加えて、前述の31人のうち、脱退手当金の支給日が申立人と同一日である1人は、「A社B工場を退職した際、名称は覚えていないが、退職金とは別に、同工場の担当者が手続をして、厚生年金保険の一時金を受け取ったことを記憶している。」旨陳述しており、これらの事情を踏まえると、申立期間当時、A社B工場では、事業主により脱退手当金の代理請求がなされていたと考えられる。

このほか、奈良委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 近畿（大阪）厚生年金 事案 15039

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
② 昭和 30 年 4 月 1 日から 31 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①については、A事業所にB職として勤務していた。

申立期間②については、C事業所にD職として勤務していた。

いずれの申立期間も、給与から厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、元同僚の陳述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が、E社が経営するA事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、E社は、「申立期間当時の資料を保存しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況については不明である。」旨回答している。

また、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①に記録が有る元従業員の一人名は、「自身は、中学校を卒業後の昭和 25 年 4 月からE社が経営するA事業所に勤務したが、同社における厚生年金保険の被保険者期間は 26 年 11 月 1 日からとなっている。同社での勤務当初は見習期間みたいなものだったので、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」旨陳述しているところ、同人が自身と同期入社であるとする元同僚の厚生年金保険の被保険者資格取得日も昭和 26 年 11 月 1 日と記されている。

さらに、前述の元従業員は、「厚生年金保険に加入する前の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは覚えていない。」旨陳述しているところ、

申立期間①当時、E社において経理事務に従事していたとする元従業員は、「厚生年金保険に加入していない従業員の給与から、厚生年金保険料を控除することは無かった。」旨陳述している。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間①における健康保険整理番号に欠番は無く、当該被保険者名簿の記載に不自然な点も見られない。

申立期間②について、申立人はC事業所に勤務していたと申し立てているところ、申立人が記憶する当該事業所に係る所在地及び詳細な事業内容と、申立期間②当時の職業別電話番号簿における当該事業所に係る記載内容が符合することから判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していた可能性がうかがえる。

しかし、オンライン記録において、C事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。

また、申立人は、C事業所の事業主及び同僚の氏名を記憶していない上、当該事業所に係る商業登記簿の記録について、F法務局は、「C事業所という商号の事業所は見当たらない。」旨回答しており、当該事業所の役員及び従業員を特定することができず、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 7 月 24 日から 30 年 3 月 23 日まで  
② 昭和 30 年 7 月 13 日から同年 8 月 1 日まで  
③ 昭和 32 年 7 月 10 日から 34 年 8 月 6 日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち申立期間①及び②並びにB社に勤務した申立期間③に係る加入記録が無いことが分かった。

A社には、昭和 29 年 7 月 24 日から 30 年 7 月 31 日まで勤務し、B社には、32 年 7 月 10 日から 34 年 8 月 5 日まで勤務したので、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出されたC資格者手帳及び元従業員の陳述から判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和 29 年 8 月 1 日以降の期間について、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、昭和 30 年 7 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡している上、同社に係る商業登記簿謄本は、保存期間経過のため廃棄されていることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①及びその前後の期間に被保険者記録が確認できる者のうち、所在が判明した元従業員に照会し、回答があった複数の元従業員は、「A社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、自身が記憶する同社の入社日と一致していない。当該資格取得日より前に、既に同社に入社していた。」旨陳述しているところ、このうちの一人は、「A社には、昭和 29 年 8 月又は同年 9 月頃に入社したが、

厚生年金保険に加入したのは30年2月になってからであった。厚生年金保険料が給与から控除されるようになったのも、その頃からである。」旨陳述していることから、同社では、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

申立期間②について、申立人は、A社に昭和30年7月末日まで勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、前述のとおり、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡している上、商業登記簿謄本も既に廃棄されていることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、前述の被保険者名簿において、申立人を含む10人が昭和30年7月13日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているところ、このうちの1人は、「A社の経理担当者から、同社が倒産したことを告げられ、その日に従業員全員が同社を退職することになった。」と陳述しており、別の1人は、「A社は、昭和30年7月半ばに突然倒産し、自身も申立人と同時に同社を退職した。また、退職後に未払分の給与が支給されたが、当該給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かは分からない。」と陳述していることから、申立人が、申立期間②において、A社に勤務していたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

申立期間③については、i) 前述のC資格者手帳にB社における勤務歴が記されていること、ii) 昭和38年発行の住宅地図において、申立人の記憶する所在地に事業所名称が酷似する「D社」が確認できること、iii) 不動産登記簿謄本において、当該土地及びその地にある家屋の所有者名が申立人の記憶するB社の事業主の氏名と一致していることから判断すると、期間は特定できないものの、申立人は、B社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、B社又はD社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。

また、B社の事業主とされる者は所在が不明である上、申立人は、同事業所における複数の同僚の氏名を挙げているものの、オンライン記録において、当該同僚を特定することができず、これらの者から、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 15041

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 3 月 16 日から同年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。所持している平成 5 年 3 月分の給与明細書を見ると、厚生年金保険料が控除されているので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 5 年 3 月分の給与明細書を見ると、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は平成 5 年 3 月 15 日となっており、当該離職日は、厚生年金保険被保険者の資格喪失日の記録と符合している上、オンライン記録において、申立期間に同社における被保険者記録が確認できる元従業員に照会を行い、複数の者から回答を得たものの、申立人の申立期間における勤務実態を確認できる陳述は得られなかった。

また、A社は、「各月の給与の締日である 15 日の翌日から月末までの間に退職する者について、最後に支払う給与は、日割計算した上で次の給与支給日に支払うことになるので、申立人が申立期間に勤務していたとすると、平成 5 年 4 月分として給与明細書を交付したはずである。」旨回答しているところ、申立人は、「提出した月分のほかに給与明細書は所持していない。また、退職後に、給与を受け取りに会社に行った記憶も無い。」旨陳述している。

さらに、A社は、「当社では、厚生年金保険料の控除は、翌月控除として処理している。」旨回答しているところ、前述の元従業員の一人から提出された給与明細書を見ると、資格取得日の属する月の翌月から資格喪失日の属する月

までの給与明細書において、各月とも1か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、前述の回答内容と符合していることから判断すると、申立人の平成5年3月分の給与明細書において控除されている厚生年金保険料については、同年2月分の厚生年金保険料であったと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（兵庫）厚生年金 事案 15042

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 12 月 29 日から 57 年 1 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。

A社B事業所に昭和 56 年 12 月末まで勤務しており、57 年 1 月分の給与支給明細書を見ると 56 年 12 月の厚生年金保険料が控除されている。

厚生年金保険の資格喪失日が昭和 56 年 12 月 29 日になっているので、当該喪失日を 57 年 1 月 1 日に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社発行の昭和 57 年 1 月分給与支給明細書により、申立人は、56 年 12 月の厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、A社の事業を継承したC社から提出された申立人に係る被保険者台帳及び個人台帳を見ると、申立人のA社B事業所における退職日は、いずれも昭和 56 年 12 月 28 日と記されている上、雇用保険の加入記録においても、申立人の離職年月日は同日と記録されている。

また、C社から提出された申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届確認通知書及び前述の被保険者台帳を見ると、申立人の資格喪失日は、いずれも昭和 56 年 12 月 29 日と記されている。

ところで、厚生年金保険被保険者期間の取扱いについては、厚生年金保険法第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、資格喪失の時期については、同法第 14 条において、「被保険者は、その事業所に使用されなくなった日の翌日に被保険者の

資格を喪失する。」とされているところ、申立人の資格喪失日は、前述のとおり、退職日の翌日である昭和 56 年 12 月 29 日であることから、申立人の主張する同年 12 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。



## 近畿（兵庫）厚生年金 事案 15043

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 8 月 31 日から同年 10 月 18 日まで  
② 昭和 43 年 10 月 31 日から 44 年 4 月 1 日まで

年金事務所で厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社にアルバイトとして勤務した期間のうち、申立期間①及び②に係る被保険者記録が無いことが分かったので、調査の上、被保険者記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社は昭和50年3月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は所在不明である上、同社の事業を継承したB社は、「申立期間当時の資料を保管していないため、当時の状況は不明である。」旨回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の元従業員に照会したところ、回答のあった申立人と同じ勤務地であった従業員はいずれも申立人を記憶していないと回答している上、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の当該期間に係る勤務実態について陳述を得ることができない。

さらに、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、雇用保険被保険者記録と符合していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（京都）厚生年金 事案 15044

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 4 月  
② 平成 15 年 8 月  
③ 平成 15 年 12 月  
④ 平成 16 年 4 月  
⑤ 平成 16 年 8 月  
⑥ 平成 16 年 12 月  
⑦ 平成 17 年 8 月  
⑧ 平成 18 年 8 月  
⑨ 平成 18 年 12 月

A社にB職として勤務した期間のうち、申立期間①から⑨までに支払われた賞与について、標準賞与額の記録が無いので、当該記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に、申立人の申立期間①から⑨までに係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について照会したが、回答が得られない。

また、同僚から提出された預金通帳及び賞与支給明細書により、A社における申立期間①から⑨までに係る賞与の支給は、金融機関への振込みであることが確認できるところ、申立人から、当該期間に係る賞与の振込先金融機関について陳述を得ることができず、申立人の当該期間に係る賞与の支給について確認することができない。

さらに、申立期間①について、同僚から提出された預金通帳により確認できる当該期間の賞与の振込記録から、申立人についても平成 15 年 3 月 31 日に支給された可能性があるが、仮に同日に支給されたとしても、賞与から控除され

た厚生年金保険料を年金給付額に反映させる総報酬制が導入されたのは同年4月1日であることから、当該賞与から控除された厚生年金保険料は、制度上、年金給付額に反映されない。

このほか、申立期間①から⑨までについて、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から⑨までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 近畿（京都）厚生年金 事案 15045

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月  
② 平成 15 年 12 月  
③ 平成 16 年 4 月  
④ 平成 16 年 8 月  
⑤ 平成 16 年 12 月  
⑥ 平成 17 年 8 月  
⑦ 平成 18 年 8 月  
⑧ 平成 18 年 12 月

A社にB職として勤務した期間のうち、申立期間①から⑧までに支払われた賞与について、標準賞与額の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので標準賞与額の記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人から提出された預金取引明細表により、申立人にA社から当該期間に係る賞与が支給されていたことが確認できる。

しかし、A社に、申立人の申立期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について照会したが、回答が得られない。

また、申立期間に係る年間の給与収入額及び社会保険料控除額が確認できる課税資料について、申立人の当該期間の住所地であるC県D市に照会したものの、同市は、「申立人の申立期間に係る課税資料については、保存年限を経過しており廃棄済みである。」旨回答しており、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 近畿（京都）厚生年金 事案 15046

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 4 月  
② 平成 15 年 8 月  
③ 平成 15 年 12 月  
④ 平成 16 年 4 月  
⑤ 平成 16 年 8 月  
⑥ 平成 16 年 12 月  
⑦ 平成 17 年 8 月

A社にB職として勤務した期間のうち、申立期間①から⑦までに支払われた賞与について、標準賞与額の記録が無いので、当該記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に、申立人の申立期間①から⑦までに係る賞与総支給額及び厚生年金保険料控除額について照会したが、回答が得られない。

また、申立人は、「賞与の振込先であった金融機関の支店名や口座番号は分からない。」と陳述しており、申立期間①から⑦までに係る賞与の支給について確認することができない。

さらに、申立期間①について、同僚から提出された預金通帳により確認できる当該期間の賞与の振込記録から、申立人についても平成 15 年 3 月 31 日に支給された可能性があるが、仮に同日に支給されたとしても、賞与から控除された厚生年金保険料を年金給付額に反映させる総報酬制が導入されたのは同年 4 月 1 日であることから、当該賞与から控除された厚生年金保険料は、制度上、年金給付額に反映されない。

このほか、申立期間①から⑦までについて、申立人の主張する標準賞与額に

基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から⑦までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（京都）厚生年金 事案 15047

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治 41 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 7 月 13 日から 24 年 8 月 1 日まで  
② 昭和 26 年 2 月 1 日から 27 年 9 月 1 日まで

A社（後に、B社）の設立日である昭和 17 年 7 月 \* 日から 45 年まで、同社の工場長又は取締役として勤務していたが、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者記録が無いので、当該期間も被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る商業登記簿の記録、申立人の妻から提出された「A社の歴史」等の資料及び複数の元従業員の陳述から、申立人は、申立期間①及び②において、同社に取締役又は工場長として勤務していたことが認められる。

しかし、B社に係る商業登記簿の記録により、同社は、平成 21 年 6 月 \* 日に解散していることが確認でき、解散当時の代表取締役及び代表精算人は、「A社の人事記録及び賃金台帳は保管していない。」旨回答している上、解散当時、同社の親会社であったC社及びB社の事業を承継したD社は、「A社の人事関係の資料は引き継いでいない。」旨回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、複数の元従業員は、申立期間①及び②当時の事業主及び事務担当者の氏名を陳述しているが、二人共既に死亡しており、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について陳述を得ることができない。

さらに、前述のA社に係る商業登記簿の記録、申立人の妻から提出された前述の資料及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間①において、取締役又は工場長であったこ

とが確認できる全ての者の、当該期間における被保険者記録は見当たらない上、当該期間の終期である昭和24年8月1日において、取締役であったことが確認できる6人（申立人を含む。）共、資格取得日は同日であり、厚生年金保険の記号番号は連番であることから、同社は、当該期間において、取締役又は工場長であった者を厚生年金保険に加入させない取扱いであったことがうかがえる。

加えて、前述のA社に係る商業登記簿の記録及び同社に係る被保険者名簿により、前述の6人は、申立期間②においても取締役であったことが確認できる。このうち1人の取締役については、申立人と同様に、昭和26年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、27年9月1日に同資格を取得しており、当該期間には被保険者記録が確認できない。

また、前述の被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日はオンライン記録と一致している上、訂正等の不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年7月25日から2年5月1日まで  
② 平成2年5月31日から同年8月1日まで

私は、A社に入社し、同社の関連会社であるB社C工場で約1年間勤務していたが、厚生年金保険被保険者期間は、平成2年5月1日から同年5月31日までの期間となっているので、申立期間①及び②について、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は平成3年9月18日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、B社は適用事業所として見当たらない上、両社の元事業主は、「両社は既に解散しているため、申立期間当時の関連資料は残っていない。」と回答しており、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できない。

また、前述の元事業主がA社の元経理事務担当者及びB社の元C工場長であったと陳述する者並びにA社において、申立期間①又は②に厚生年金保険加入記録が確認でき、所在が判明した元同僚に照会したが回答は無く、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除について陳述を得ることができない。

さらに、申立期間①及び②において、申立人のA社及びB社に係る雇用保険加入記録は確認できない。

なお、申立期間②について、国民年金保険料の申請免除期間であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。